

品川区簡易型総合評価方式による委託契約実施要綱

制定 平成19年 9月 5日区長決定

要綱第117号

改正 平成27年 1月15日部長決定

要綱第 17号

改正 平成30年 5月30日区長決定

要綱第142号

改正 令和 3年12月27日部長決定

要綱第347号

改正 令和 6年 3月27日部長決定

要綱第187号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区が締結する委託契約のうち、価格のみの競争に馴染まないものについて、価格以外の要素（事業の実施体制、過去の実績等）を含め総合的に評価し、受託者を決定する方式(以下「簡易型総合評価方式」という。)により受託者の選定を行うことで、業務の質の担保と不良不適格企業の参入防止を図ることを目的とする。

(参加事業者の公募等)

第2条 簡易型総合評価方式は、公募型または指名型により実施する。公募型で実施する案件は、予定価格が1,000万円以上のものとし、それ以外の案件は、指名型で実施する。ただし、特別な事情があると認められるものについては、この限りでない。

(対象業務)

第3条 対象となる業務は、次に掲げる業務のうち、当該業務を主管する部長等(これに相当する職にある者を含む。以下「部長等」という。)が、企画経営部長と協議のうえ、決定するものとする。

- (1) 管理業務、運營業務、窓口業務、データ入力業務等受託者の業務に係る技術的知識、情報または手法と経験を必要とする業務
- (2) 清掃業務、警備業務等履行するうえで初期投資を必要とする業務
- (3) その他簡易型総合評価方式により事業者を決定することが適当と認められる業

務

(参加資格要件)

第4条 第6条第5項および第7条第1項の事業者は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 東京電子自治体共同運営サービスにおいて、本区への競争入札参加資格があること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)に規定する者に該当しないこと。
- (3) 品川区工事請負業者指名停止基準(昭和55年10月22日区長決定)による指名停止処分を受けていないこと。

(実施要領)

第5条 部長等は、企画経営部長と協議のうえ、業務ごとに実施要領を定めるものとする。

2 実施要領には、次の事項を定めなければならない。

- (1) 委託件名、履行場所、履行期間および業務概要
- (2) 履行能力等に関する評価項目、評価基準、評価の配点および委託に関する審査票様式
- (3) 審査委員会の設置等
- (4) その他必要と認める事項

3 前2項に定める実施要領および評価項目等の設定については、適正かつ確実な遂行を確保するため、当該業務の目的および内容に照らし、標準様式(第1号様式)を基準として定めるものとする。

(公募型に係る手続き)

第6条 品川区契約事務規則(昭和39年4月1日品川区規則第8号)第2条第1項第2号に定める契約担当者(以下「契約担当者」という。)は、公募型により実施する場合は、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 簡易型総合評価方式の対象業務であること。
- (2) 案件の件名、業種、参加資格・条件、申込期限および履行概要等必要な基本的

事項

- 2 公告する案件を主管する課長は、前項第2号の事項を記入した簡易型総合評価方式発注予定表甲（第2号様式）を契約担当者に送付するものとする。
- 3 契約担当者は、前項の簡易型総合評価方式発注予定表甲を受理したときは、簡易型総合評価方式発注予定表乙（第3号様式）により公告するものとする。
- 4 申込期間については、第1項の公告の日から10日間（土・日・祝日を含む。）とする。ただし、緊急その他の理由によりやむを得ない場合には、申込期間を短縮することができる。
- 5 申込みを希望する事業者は、申込期間内に簡易型総合評価方式参加申込書（第4号様式）により、契約担当者に申し込むものとする。
- 6 前項の申込みにより、参加資格が承認された事業者に対し、現場説明会の通知を送付する。

（指名型に係る手続き）

- 第7条 契約担当者は、指名型により実施する場合は、事業者の経営状況、規模および当該業務の実績等その他適格性を勘案し、事業者を指名するものとする。
- 2 契約担当者は、前項により指名した事業者に対し、現場説明会の通知を送付する。

（現場説明会の開催）

- 第8条 契約担当者は、現場説明会を開催し、次の事項について具体的に示すものとする。
- （1） 簡易型総合評価方式の対象業務であること。
 - （2） 実施要領
 - （3） 予定価格
 - （4） 業務内容、業務実施上の条件についての仕様書
 - （5） 総合評価の方法および事業者の決定方法
 - （6） その他当該契約に関すること。
- 2 当該契約に係る質疑応答については、現場説明会その他の方法により実施する。

（価格書等の提出）

- 第9条 契約担当者は、事業者から価格書と委託に関する審査票を、指定する日時に、同時に徴するものとする。

- 2 契約担当者は、前項により徴した審査票および事業者の履行能力等の審査に必要な書類を、次条により設置された審査委員会に送付するものとする。

(審査委員会の設置)

第10条 部長等は、事業者の履行能力等について審査を行うため、審査委員会を設置するものとする。

- 2 審査委員会は、部長等、当該業務を主管する部以外の部課長1人以上および次に掲げる者（これらに相当する職にある者を含む。）のうち2名以上の者をもって構成する。

- (1) 当該業務を主管する課長
- (2) 当該業務を主管する部内の関係課長
- (3) その他委員長が必要があると認める者

- 3 審査委員会に委員長を置き、部長等をもって充てる。

- 4 審査委員会は、委員長が招集する。

- 5 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

- 6 委員長に事故があるとき、または欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

- 7 審査委員会の事務局は、当該業務を主管する課に置くものとする。

(審査委員会による審査)

第11条 審査委員会は、契約担当者から、第9条第2項の規定により審査に必要な書類の送付を受けたときは、速やかに履行能力等の審査し、評点を行うものとする。

- 2 審査委員会は、原則として、事業者に対し、評定に必要なヒアリングを実施する。

- 3 審査委員会は、審査結果について、履行能力等審査結果表（第5号様式）により、速やかに契約担当者に通知するものとする。

(総合評価の評定)

第12条 評定は、価格点と履行能力点の合計点による。

- 2 価格点は50点を限度とし、算定方法については、別途定める。

- 3 履行能力点は50点満点とし、審査委員会での評点をもって充てる。

(受託者の決定)

第13条 次の要件を満たす価格書および履行能力等の審査票の提出を行った者のうち、前条によって得た価格点と履行能力点の合計点が最も高い者を受託者として決定する。

(1) 価格書の額が予定価格の範囲内であること。

(2) 実施要領の中で必須の評価項目を示した場合、その評価項目があらかじめ示す評点以上であること。

2 前項の合計点の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にそれぞれくじを引かせて受託者を決定する。

(選定結果の通知)

第14条 契約担当者は、参加者全員に対し、選定結果のうち参加者全員の価格書の額と合計点（価格点および履行能力点については、通知に係る事業者のみ）を、簡易型総合評価方式による選定結果通知（第6号様式）により通知するものとする。

2 前条第1項第2号に規定する要件を満たさないため失格となった事業者には、第1項に規定する項目に加えて、その理由を通知するものとする。

(選定結果の公表)

第15条 契約担当者は、選定結果のうち受託者に係る価格書の額、価格点、履行能力点および合計点、参加事業者数、総合評定結果ならびに特記事項等を、簡易型総合評価方式による選定結果（第7号様式）により公表するものとする。

(評定書および審査票の取扱)

第16条 審査票および評定書については、受託者決定後、当該業務を主管する課において管理し、当該業務以外の用途に用いないものとする。

(委任)

第17条 この要綱の施行について必要な事項は、別に企画経営部長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年10月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年 6月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4年 1月 1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。